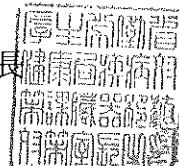


健臓発第 0430003 号
平成 21 年 4 月 30 日

日本組織移植学会理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



組織移植における新型インフルエンザ

(豚インフルエンザ H1N1)への対応について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御指導御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、世界保健機関（WHO）において、本年 4 月 28 日、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとしてインフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ 4 に引き上げる宣言が行われ、さらに 4 月 30 日、フェーズ 5 に引き上げられたことを受け、厚生労働省としても、新型インフルエンザに係る対応について都道府県等あて通知を発出したところであり、また外務省においても、メキシコへの不要不急の渡航は延期するよう勧告する感染症危険情報が発出されたところです。

こうした状況にかんがみ、臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）の取扱いについては、今後当面の間、別添「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）への対応について」（平成 21 年 4 月 30 日 健臓発第 0430001 号）のとおりとすることとしました。

こうした中、組織移植についても、臓器移植における取扱いを参考として、各医療機関において問診強化等を行っていただくよう、貴学会所属の医療機関に対する周知方、御協力をお願いいたします。

また、上記の取扱いにつきましては、今後の WHO の勧告や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を日本整形外科学会理事長及び脇・脇島移植研究会ワーキンググループ「脇島移植班」事務局にも送付していることを、併せて申し添えます。



別添

健臓発第 0430001 号

平成 21 年 4 月 30 日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長

臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ
(豚インフルエンザ H1N1)への対応について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御指導御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ(豚インフルエンザ H1N1)に関しては、世界保健機関(WHO)において、本年 4 月 25 日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」とされ、その後、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、4 月 28 日にインフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ 4 に引き上げる宣言が行われ、さらに、4 月 30 日現在、フェーズ 5 に引き上げられたところです。

これを受け、厚生労働省としても、豚インフルエンザ(H1N1)を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけ、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づく対策に万全を期すよう都道府県等あて通知を発出しており(別添 1)、新型インフルエンザの状況については、逐次厚生労働省ホームページにおいて情報提供を行っているところです。

また本年 4 月 28 日、外務省からも、メキシコへの不要不急の渡航は延期するよう勧告する感染症危険情報が発出されたところです。(別添 2)

こうした中、当面の対応として、臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ(豚インフルエンザ H1N1)の対応については下記のとおりといたしますので、遵守されるようお願いいたします。

また、下記の取扱いにつきましては、今後のWHOの勧告や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、日本移植学会理事長、社団法人日本医師会常任理事、日本内科学会理事長、各眼球あっせん機関の長、日本角膜移植学会理事長、日本角膜学会理事長、財団法人骨髓移植推進財団理事長、日本さい帯血バンクネットワーク会長及び日本造血細胞移植学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。

記

- (1) 臓器又は造血幹細胞（以下「臓器等」という。）の提供候補者について、別添3の新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の届出基準（※1）に該当するかどうかについて問診を強化し、該当する場合には当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること。
- (2) 臓器等の提供候補者について、提供前10日以内に、上記（1）に該当する者を看護・介護するか、同居しているか、近距離で接触するか、患者の気道分泌物、体液に触れた者に該当するかどうか確認し、該当する場合には当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること。
- (3) 臓器等の提供候補者について、提供前10日間の海外渡航歴を確認し、外務省より不要不急の旅行を延期するよう勧める危険情報が発出されている国（※2）への渡航歴がある場合には、当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること。

* 平成21年4月30日現在、※1については、「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に係る症例定義及び届出様式について」（平成21年4月29日健感発第0429001号）に基づいており、※2についてはメキシコとなっているが、今後届出基準の改訂又は危険情報が発出されている国・地域の変更に合わせて、適宜対応を変更すること。

なお、届出基準については、厚生労働省ホームページに掲載されており、危険情報については外務省ホームページに掲載されている。



健感第0428003号
平成21年4月28日

各 都道府県知事
政令市長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長

新型インフルエンザに係る対応について

今般、メキシコや米国等において、豚インフルエンザ（H1N1）の感染が多数発生していましたが、本日、WHOにおいて、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、インフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ4に引き上げる宣言が行われました。

こうした事態を受け、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、今般メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ（H1N1）を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけたところです。

また、我が国においては、内閣総理大臣を本部長とした新型インフルエンザ対策本部を設置し、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（以下「行動計画等」という。）に基づいた万全の対策を、政府一丸となって講じていくこととなりました。

都道府県並びに保健所を設置する市及び、特別区（以下「都道府県等」という。）におかれましても、我が国及び貴都道府県等で策定された行動計画等に基づき、関係部局及び医療機関、医師会等の関係機関と連携し、万全の体制で取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、4月28日現在、行動計画における第1段階（海外発生期）にあたり、大型の連休を迎えることから、特に以下の事項について早急に体制の確認をお願いいたします。

1. 適切な情報収集及び相談窓口等による情報提供
2. 検疫対応における検疫所との連携
3. サーベイランスの強化
4. 積極的学調査の体制強化
5. 発熱相談センターの設置及び医療体制の確認

送信日時:2009/04/28

情報種別:渡航情報(危険情報)

本情報は 2009/04/30 現在有効です。

感染症危険情報(メキシコ)の発出

※本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が
発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。

※本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令する
ものではありません。

※海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に
努めてください。

《渡航者向け》

:「不要不急の渡航は延期してください。」

《在留邦人向け》

:「不要不急の外出は控え、十分な食料・飲料水の備蓄とともに、
安全な場所にとどまり、感染防止対策を徹底してください。」

「今後、出国制限が行われる可能性又は現地で十分な医療が受け
られなくなる可能性がありますので、メキシコからの退避が可能
な方は、早めの退避を検討してください。」

別添資料

なし

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

(1)メキシコでは、豚インフルエンザと確認された死亡者が 20 人、豚イン
フルエンザと疑われる死亡者も合わせると 149 人の死亡者が発生して
います。

- (2)また、米国、カナダをはじめ多くの国で、メキシコから帰国した渡航者に豚インフルエンザの感染あるいは疑い症状がみられています。
- (3)このような状況を受け、4月28日、世界保健機関(WHO)は緊急専門家会合を開催し、メキシコで発生していた豚インフルエンザのウイルスが、人から人に容易に感染している状態であることを踏まえ、警戒レベル(フェーズ)を3から4に引き上げました。
- (4)つきましては、メキシコに渡航を予定している方は、不要不急の渡航は延期してください。また、メキシコ滞在中の方は、不要不急の外出は控え、十分な食料・飲料水の備蓄とともに、安全な場所にとどまり、感染防止対策を徹底してください。なお、今後は出国制限が行われる可能性又は現地で十分な医療が受けられなくなる可能性がありますので、メキシコからの退避が可能な方は、早めの退避を検討してください。

2. 感染防止対策

下記の点に留意し、感染防止に努めてください。

- (1)十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。
- (2)外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
- (3)積極的に手洗いやうがいを行う。
- (4)ウイルスは粘膜を介して感染するので、うかつに目、鼻、口などの粘膜部分に手で触れない。
- (5)発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、迷わず現地の医療機関の診療を受ける。

3. 帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には検疫所の健康相談室にお申し出ください(帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。)。

(問い合わせ先)

○外務省豚インフルエンザ相談窓口

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)4625、4627、4629

○外務省領事局海外邦人安全課

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)5140

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/> (携帯版)

○在メキシコ日本国大使館

住所: Paseo de la Reforma No. 395, Col. Cuauhtemoc, 06500,

Mexico, D.F., Mexico

電話: (52-55) 5211-0028

FAX : (52-55) 5207-7743

(関連ホームページ)

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

○農林水産省ホームページ(豚インフルエンザ関連)

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/buta.html>

○世界保健機関(WHO)ホームページ(豚インフルエンザ関連)

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/> (英語)



健感発第 0429001 号
平成21年4月29日

各〔都道府県
政令市
特別区〕 新型インフルエンザ担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)
に係る症例定義及び届出様式について

今般、メキシコや米国等において豚インフルエンザH1N1の感染者が多数発生し、4月28日、WHOにおいて、継続的に人から人への感染がみられる状態になつたとして、インフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ4に引き上げる宣言が行われたことを受け、新型インフルエンザの蔓延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、今般メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザH1N1を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけたところです。

つきましては、別紙1のとおりその症例定義を定めるとともに、その発生動向を把握するために、別紙2のとおり届出様式を定めましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いします。

発生の迅速な把握を目的として、保健所、医療機関、医師会等と連携し、当面の間、感染症発生動向調査実施要領及び下記の手続きにより、報告及び検体の収集等を行いますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

第一段階(海外発生期)においては、早期警戒を目的として、全ての医療機関に対し、感染症と思われる患者の異常な集団発生(※)を確認した場合、保健所を通じて都道府県に電話等を用いて迅速に報告いただきたい旨、併せて医療機関に周知徹底をお願いします。

(※) 感染症と思われる患者の異常な集団発生の例

- 38度以上の発熱を伴う原因不明の急性呼吸器疾患の集積

○ 入院を要する肺炎患者の集積

○ 原因不明の呼吸器疾患による死亡例の集積

などが、14日間以内に、2名以上の集積として、同じ地域から発生した場合、または、疫学的関連がある場合。

なお、新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA/H1N1）については、いまだ臨床的特徴及び疫学的特徴が、十分明らかにされていないため、当分の間、別紙1の症例定義を用いて、迅速な報告を求めるとしており、さらなる情報が得られれば、別紙1の症例定義の改訂も検討する予定であることを申し添えます。

記

1. 医師は、別紙1の症例定義に基づき、新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA/H1N1）の疑似症例と診断した場合には、直ちに最寄りの保健所に報告する。
2. 首該報告を受けた保健所は、直ちに、別紙2により、FAX等で厚生労働省及び中央感染症情報センターに届出を行う。
3. 保健所は、報告を行った医師と連携して、当該者について検体を採取するとともに、当該者の病原体検査のため、検体を地方衛生研究所に送付する。
4. 地方衛生研究所は当該検体を検査し、その結果について保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、都道府県等の本庁に報告する。
5. 地方衛生研究所は、当該検体の検査結果において新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA/H1N1）を疑わしいと判断した場合、国立感染症研究所に検体を送付するとともに、保健所は、別紙2により、FAX等で都道府県等の本庁及び厚生労働省に送付する。
6. 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）

（1）定義

新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）の感染による感染症である。

（2）臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを持つ。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

（3）届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38°C以上の発熱または急性呼吸器症状^{*1}のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

イ 疑似症患者

医師は、38°C以上の発熱又は急性呼吸器症状^{*1}があり、かつ次のア)イ)ウ)エ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを診察した場合、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

- ア)10日以内に、感染可能期間内^{*2}にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）患者と濃厚な接触歴(直接接觸したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。)を有する者
- イ)10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物(豚等)との濃厚な接觸歴を有する者
- ウ)10日以内に、新型インフルエンザウイルス(豚インフルエンザウイルスH1N1)を含む患者由來の検体に、防御不十分な状況で接觸した者、あるいはその疑いがある者
- エ)10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	

中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清
--------------------------------	----

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
- イ) 咽頭痛
- ウ) 咳嗽
- エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)の流行情報、豚やインフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴、職業などの情報を把握することが有用である。

なお、平成21年4月29日現在、確定例の届出に係る検査の一部については整備中である旨申し添える。

新型インフルエンザ（ブタインフルエンザH1N1）発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

印

(署名又は記名押印のこと)

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型					
・患者(確定例) ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳(か月)		
7 当該者住所	電話() -				
8 当該者所在地	電話() -				
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話() -			

11 症状	・発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽	18 感染原因・感染経路・感染地域
	・全身倦怠感 ・関節痛 ・筋肉痛 ・下痢	
12 診断方法	・肺炎 ・多臓器不全 ・脳症 ・意識障害	①感染原因・感染経路(確定・推定)
	・その他()	1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:)
	・なし	2 接触感染(接触した人・物・動物の種類・状況:)
	・インフルエンザ迅速診断キットA型(陽性・陰性)	3 渡航歴()
	・インフルエンザ迅速診断キットB型(陽性・陰性)	4 その他()
	・分離・同定による病原体の検出 検体: 咳痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・膿液・血液・ その他()	②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村)
	・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検査法: PCR法・Real-time PCR法・ Lamp法・その他() 検体: 咳痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・膿液・血液・ その他()	2 国外(国 詳細地域()
	・ペア血清での中和抗体の検出(抗体価の有意上昇) ・その他() 検体() 結果()	3 不明()
13 初診年月日	平成 年 月 日	1.9 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のため に医師が必要と認める事項
14 診断(検査)(※)年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日(※)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日	平成 年 月 日	

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

(参考)

送信日時:2009/04/29

情報種別:広域情報

新型インフルエンザの発生

(豚インフルエンザ(H1N1 亜型)の感染状況について)

※本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が
発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。

※本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令する
ものではありません。

※海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に
努めてください。

1. 2009年4月28日、世界保健機関(WHO)は、メキシコ、米国等において発
生していた豚インフルエンザ(H1N1 亜型)について、ヒトからヒトへの感
染がみられる状態となったとして、インフルエンザのパンデミック警戒フ
ェーズを現在のフェーズ3から4へ引き上げました。

メキシコについては、2009年4月28日付で感染症危険情報を発出してい
ますので、メキシコへの渡航を予定している方は、不要不急の渡航は延期
してください。また、メキシコ滞在中の方は、不要不急の外出は控え、十
分な食料・飲料水の備蓄とともに、安全な場所にとどまり、感染防止策を
徹底してください。なお、今後は出国制限が行われる可能性又は現地で十
分な医療が受けられなくなる可能性がありますので、メキシコからの退避
が可能な方は、早めの退避を検討してください。

感染が確認された又は疑いがある旨政府当局またはWHOが発表した国は
以下の通り(6カ国)です。メキシコを除き、各国とも死亡者はありませ
ん。

メキシコ

感染者数 26人(うち7人死亡)(4/27 WHO発表)

感染疑い者数 1,995人(うち149人死亡)(4/27 メキシコ政府発表)

米国

感染者数 41人(4/27 WHO発表)

感染者数 64人(4/27 CDC(米国疾病管理予防センター)発表)

カナダ

感染者数 6人(4/27 WHO 発表)

スペイン

感染者数 1人(4/27 WHO 発表)

感染疑い患者 20人(4/27 スペイン保健・社会政策省)

英國

感染者数 2人(4/27 英国保健省)

感染疑い者数 25人(4/27 英国保健省)

フランス

感染疑い者数 4人(4/26 フランス保健省)

その他、4月28日現在、感染疑いがある国・地域は以下のとおり(18ヶ国・地域)です。

タイ、韓国、香港、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランド、イタリア、スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フランス、ベルギー、イスラエル、アルゼンチン、グアテマラ、コロンビア、ブラジル、ペルー

2. 新型インフルエンザとは、動物のインフルエンザウイルスがヒトの体内で増えることができるようになり、継続的にヒトからヒトの感染がみられるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザといいます。

今般、メキシコや米国等で感染が確認された豚インフルエンザ(H1N1亜型)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」第6条7号に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置づけられたところです。

3. 豚インフルエンザがヒトに感染した場合、発熱、倦怠感、食欲不振、咳など、通常のインフルエンザ症状があらわれます。また、鼻水、咽頭痛、吐気、嘔吐や下痢などの症状を訴える患者もいます。

4. 感染防止策

下記の点に留意し、感染防止に努めてください。

(1)十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。

(2)外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。

(3)積極的に手洗いやうがいを行う。

(4)ウイルスは粘膜を介して感染するので、口、鼻、目などの粘膜部分に手で触れない。

(5)発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、現地の医療機関を受診する。

5. 帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には検疫所の健康相談室にお申し出ください(帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。)。

(問い合わせ先)

○外務省豚インフルエンザ相談窓口

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)4625、4627、4629

○外務省領事局海外邦人安全課

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5140

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/> (携帯版)

(関連ホームページ)

○厚生労働省ホームページ(新型インフルエンザ対策関連情報)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakkaku-kansenshou04/index.html>

○世界保健機関(WHO)ホームページ(豚インフルエンザ関連)

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/> (英語)

○農林水産省ホームページ(新型インフルエンザ関連情報)

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/buta.html>

別添資料

なし